

アイドリングストップ支援機器導入助成金交付要綱 (令和6年度分)

(公社)和歌山県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人和歌山県トラック協会(以下「協会」という。)は、会員事業者がアイドリングストップ支援機器(以下「機器」という。)を導入した場合、導入に係る費用の一部を助成することとし、地球温暖化防止対策のためCO₂を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一貫としてアイドリングストップの励行を支援することを目的とする。

(対象機器)

第2条 助成の対象となる機器は、令和6年4月1日以降に導入した次に掲げる機器とする。中古機器は助成対象外とする。
(1)トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次の①～②に掲げるもの。
①エアヒーター
②車載バッテリー式冷房装置

(助成対象)

第3条 助成対象事業者は、協会々員事業者で会費の滞納がない事業者とする。

(装置の装着)

第4条 助成の対象となる装置は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月末日までに装着を完了し、支払いが終了するものでなければならない。

(助成期間)

第5条 本要綱に定める助成期間は、令和6年4月1日から令和7年2月28日までとする。但し、予算限度額に達した場合は、その時点を以て終了とする。

(助成金額及び台数)

第6条 対象機器1台当たりの助成金額は、導入する機器の価格の1/2以内とし、3万円を上限とする。ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては、助成金の交付をしない。
2. 前項の価格には消費税・取付工賃は含めない。
3. 助成台数は、1会員当たり2機器を限度とする。

(助成金交付申請)

第7条 会員事業者は、様式1の「アイドリングストップ支援機器導入助成金交付申請書」により助成期間内に申請を行うものとする。
2. 前項の申請には、自動車検査証(写)、請求書(写)、領収証(写)、割賦購入の場合は割賦購入契約書(写)、リース契約の場合はリース契約書(写)の他協会が定める書類を添付し、申請を行うものとする。

(助成金の交付)

第8条 協会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を精査し、速やかにその内容を審査し、その申請に係る事業の内容が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、予算額の範囲内で当該助成金額を確定し、交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対しすでに交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
(1)この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
(2)虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2. 前項の規定により返還を命じられた事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として当分の間、これを受付または交付決定を行わないものとする。

(機器の処分の制限)

第10条 会員事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して6年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。また、1年を経過するまでは他府県への移転をしてはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合は、別に定めるものとする。
本要綱に記されている「自動車車検証」について、電子化された自動車車検証（令和5年1月4日以降交付）にあつては「自動車検査記録事項」も併に提出しなければならない。

(附 則)

1. この要綱は、令和6年4月1日より実施する。